

職員給与の状況

壮瞥町職員は、町民生活にかかわる各方面で、さまざまな仕事に携わっております。これらの職員には、従事する職務の内容に応じて給与が支給されています。今月号では、そのあらましを紹介します。

町職員の給与は、その職務と責任に応じて支給される給料と、扶養・住居手当などの諸手当から構成され、「一般職の職員の給与に関する条例」に基づき町議会の議決を経て支給されます。

なお、北海道のホームページからは全道の市町村の給与等の状況を閲覧でき、壮瞥町の状況と比較することができますので、ぜひご覧ください。

(北海道ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/scs/kyuuyo/>)

■人件費の状況(令和6年度一般会計決算)

(令和6年3月31日現在)

住民基本台帳人口	歳出決算額	人件費	人件費率
2,364人	5,281,686千円	791,888千円	14.99%

※人件費は、特別職及び議会議員等非常勤特別職に加え会計年度任用職員の給料・報酬などを含みます。

■一般職職員給与の状況(令和6年度一般会計予算)

(令和6年4月1日現在)

職員数	給与費				1人当り 給与費
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
87人	343,361千円	139,556千円	61,701千円	544,618千円	6,260千円

※給与費は、特別職、会計年度任用職員等の給与を含みません。

※職員数は、令和6年度予算算定時の見込みの人数(令和6年4月1日現在の実職員数は85人)

■一般行政職の平均給料月額等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢	経験年数別平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
大学卒	346,900円	46歳 8月	283,600円		354,300円
高校卒	288,800円	39歳 8月			

※経験年数とは、学校卒業後直ちに町職員として採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間などの経歴がある場合は、その経験を加えた年数をいいます。

■一般行政職の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	国		壮 瞥 町	
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日
大学卒	196,200円	208,000円	国に同じ	
高校卒	166,600円	176,100円		

■期末勤勉手当の支給割合

(令和6年4月1日現在)

区 分	国				壮 警 町
6月期	期末	1.225月分	勤勉	1.025月分	国に同じ
12月期	期末	1.225月分	勤勉	1.025月分	
計	期末	2.45月分	勤勉	2.05月分	
加算措置	職務の段階、級等による加算措置あり				

■退職手当の支給率

(令和6年4月1日現在)

区 分	国		壮 瞥 町	
	自己都合	勸奨退職	自己都合	勸奨退職
勤 続 2 0 年	19.6695月分	26.3655月分	国に同じ	
勤 続 2 5 年	28.0395月分	33.27075月分		
勤 続 3 5 年	39.7575月分	47.709月分		
最 高 限 度 額	47.709月分	47.709月分		

■特別職の給料月額などの状況

(各年4月1日現在)単位:千円

区 分	令6	令5	令4	令3	令2	区 分	令6	令5	令4	令3	令2
町 長	720	720	720	720	720	議 長	270	270	270	248	248
副 町 長	600	600	600	600	600	副 議 長	215	215	215	198	198
教 育 長	540	540	540	540	540	委 員 長	195	195	195	179	179
						議 員	179	179	179	165	165
期末手当	R3	6月期		2.225月分	12月期	2.225月分	合計	4.45月分			
	R4	6月期		2.15月分	12月期	2.15月分	合計	4.3 月分			
	R5	6月期		2.2月分	12月期	2.2月分	合計	4.4 月分			
	R6	6月期		2.25月分	12月期	2.25月分	合計	4.5 月分			
	(H17～H27まで一般職と同様に加算措置凍結、H28より廃止)										

※町長、副町長の給料月額は平成12年度以降(教育長は平成16年度以降)平成27年度まで、および平成30年度、議会議員の報酬月額は平成17年度以降、平成27年度まで、および平成30年度から令和3年度にて削減しております。

■部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数					対前年増減数			
		令6	令5	令4	令3	令2	令5	令5	令4	令3
町 長 部 局	総 務 課	8	8	8	6	6			2	
	企 画 財 政 課	6	6	6	6	7				△ 1
	税 務 会 計 課	6	5	5	5	5	1			
	住 民 福 祉 課	14	15	15	16	15	△ 1		△ 1	1
	保 育 所	10	8	9	9	9	2	△ 1		
	産 業 振 興 課	7	6	6	5	5	1		1	
	商 工 観 光 課	3	3	3	3	3				
	建 設 課	10	9	9	9	9	1			
	総務課付(北海道へ派遣)	1			1	1	1		△ 1	
	総務課付(西いぶり広域連合へ派遣)					1				△ 1
	経 済 建 設 課									
	企 画 調 整 課									
	税 務 財 政 課									
	経 済 環 境 課									
	会 計 課									
小 計		65	60	61	60	61	5	△ 1	1	△ 1
議 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
農 業 委 員 会 事 務 局		1	1	1	1	1				
監 査 委 員 事 務 局										
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局										
教 育 委 員 会 事 務 局		8	9	9	10	9	△ 1		△ 1	1
壮 警 高 校 職 員 (校 長 及 び 教 員)		12	12	12	12	12				
総 合 計		87	83	84	84	84	4	△ 1	0	0